

(第一類 第二号)

第一百六十一回国会

法務委員会

議録第十二号

平成十六年十一月二十六日(金曜日)

午後一時四分開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 西田 博之君

理事 津川 祥吾君

理事 山内おさむ君

理事 井上 信治君

理事 左藤 章君

理事 柴山 昌彦君

理事 谷 公一君

理事 西銘恒三郎君

理事 松島みどり君

理事 森山 真弓君

理事 柳本 卓治君

理事 鎌田さゆり君

理事 佐々木秀典君

理事 横井 良和君

理事 前田 雄吉君

理事 松本 大輔君

理事 江田 康幸君

法務大臣 法務大臣政務官

文部科学大臣政務官

最高裁判所事務総局人事局

法務委員会専門員 小菅 修一君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 寺田 達也君

官 (文部科学省大臣官房審議官) 德永 保君

同 (山口富男君紹介) (第三七一號)

同 (高田誠一君紹介) (第三八六號)

同 (池坊保子君紹介) (第四三三號)

同 (近藤昭一君紹介) (第三七〇號)

同 (仙谷由人君紹介) (第四三四號)

同 (高井美穂君紹介) (第四六一號)

同 (高井美穂君紹介) (第四三五號)

同 (山井和則君紹介) (第四六一號)

同 (山井和則君紹介) (第三六九號)

同 (近藤昭一君紹介) (第三五五號)

同 (市村浩一郎君紹介) (第三六四號)

同 (古屋範子君紹介) (第三八五號)

同 (池坊保子君紹介) (第四三一號)

同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)

同 (小宮山洋子君紹介) (第四四三號)

同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)

同 (山井和則君紹介) (第四六一號)
国籍法の改正に関する請願(渡辺周君紹介) (第三六六號)同 (近藤昭一君紹介) (第三七〇號)
最高裁判所事務総局人事局同 (山口富男君紹介) (第三七一號)
最高裁判所事務総局総務局同 (高田誠一君紹介) (第三八六號)
最高裁判所事務総局人事局同 (池坊保子君紹介) (第四三三號)
法務委員会専門員同 (近藤昭一君紹介) (第三五五號)
文部科学大臣政務官同 (古屋範子君紹介) (第三八五號)
最高裁判所事務総局総務局同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)
最高裁判所事務総局人事局同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)
法務委員会専門員同 (山井和則君紹介) (第四六一號)
最高裁判所事務総局人事局同 (近藤昭一君紹介) (第三六九號)
最高裁判所事務総局人事局同 (古屋範子君紹介) (第三五五號)
最高裁判所事務総局人事局同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)
最高裁判所事務総局人事局同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)
最高裁判所事務総局人事局同 (山井和則君紹介) (第四六一號)
最高裁判所事務総局人事局同 (近藤昭一君紹介) (第三六九號)
最高裁判所事務総局人事局同 (古屋範子君紹介) (第三五五號)
最高裁判所事務総局人事局同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)
最高裁判所事務総局人事局同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)
最高裁判所事務総局人事局同 (山井和則君紹介) (第四六一號)
最高裁判所事務総局人事局同 (近藤昭一君紹介) (第三六九號)
最高裁判所事務総局人事局同 (古屋範子君紹介) (第三五五號)
最高裁判所事務総局人事局同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)
最高裁判所事務総局人事局同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)
最高裁判所事務総局人事局同 (山井和則君紹介) (第四六一號)
最高裁判所事務総局人事局同 (近藤昭一君紹介) (第三六九號)
最高裁判所事務総局人事局同 (古屋範子君紹介) (第三五五號)
最高裁判所事務総局人事局同 (仙谷由人君紹介) (第四三三號)
最高裁判所事務総局人事局同 (鳩山由紀夫君紹介) (第四六〇號)
最高裁判所事務総局人事局ありますので、これを承認するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。

どうかよろしくお願ひします。

大臣、大臣の御親戚や知人の中に、司法試験を受験中の方はおられますか。

○南野国務大臣 残念ながら、そのような優秀な人材は我が家にはおりません。

○山内委員 私は、二十一世紀のあるべき法曹の姿というのは、単に法廷の活動だけにとどまるんじゃなくて、もうあらゆる場面で司法への需要にという期待にこたえられるような人材が必要だと思つているんです。

だから、そのためには、もちろん専門的知識は十分に習得をする、しかしその一方では、やはり柔軟な思考力、あるいは説得能力があつて交渉能力がある、社会に対する洞察力がある。それから、私たち国會議員がやはり立法権という権限を行使するわけです。間違った法律をつくることはあつてはならないけれども、あるかもしれないの

で、チエックの機能として憲法審査権という権限も法曹は持つてゐるわけです。だから、そういう意味でも、いわゆる今あること、今ある法律、政策について批判をする能力というものも十分になければならない。そういう法曹が求められていくと思うんですが、大臣はどうお思いでしようか。

○南野国務大臣 先生おっしゃるとおりだと思いますが、批判だけではなく、やはりそこで何か新しいつくり出していく何物かがある方が私はプログラ

ス思考でいいのではないかなと思つておりますが、そのような素養を備えている方々というのは、本当に先生のように、もうしっかりと根づいておられる方だと思つております。

○山内委員 そういう人材を育てるためにも、今までの司法試験という一点突破型の法曹登用制度じゃなくて、やはりロースクール、法科大学院で一生懸命、今言つたような論点や国際感覚あるいは人権の意識を持った法曹をロースクールでつくつていこうということで、法科大学院をつくつた意味というのは、やはり法曹界にそういう新しい流れというか新しい血を注ぎ込んでいこうという思いでつくられた制度だと思うんですが、大臣もそういう御認識でしようか。

○南野国務大臣 私もそのように思つておりますし、この二十世紀を背負つていただける法曹界の方々というのは大変な御苦労があるだろうといふうに思います。また、そういう中で、中身、いわゆる専門性を学習するということ同時に人間性を磨いていく。

ささらに、今おっしゃったロースクールのあり方の一つとしては、やはり実際を見聞して、実際の中の役割を理解しながら、そのように自分の役割を構築していく方々というためのロースクールであろうかなと。一点型試験でやるということではない方向で構築されていく新しいやり方を、私は意義を見つけております。

○山内委員 私も、受験時代に目指した法曹の姿の中の何人かは、夜間大学出身の方だったんです。司法制度改革審議会の最終意見書にも、夜間大学とか通信制大学というものの、そういう構想を持つた法科大学院制度をつくろうじゃないか、そういう指摘もあったと思うんですが、夜間大学あるいは土日の開講、そういう面で法科大学院を設営しているのは現在まだ全国に六ヵ所ぐらいしかないようございまして、こういう問題については、例えば文科省はどういう認識を持っているんでしょうか。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。

私どももいたしましても、各法科大学院が社会人等のニーズにこたえまして昼夜開講制など履修形態の工夫を凝らすこと、大変これは大事なことだと考えております。

先生御指摘のように、法科大学院、十六年に開校した六十八校のうち六校で昼夜開講を実施しておりますが、また十七年に開校する六校のうち二校で昼夜開講制を新たに実施する、さらに一校が、これは全く純粹な夜間だけの法科大学院となる予定でございます。

それぞれの大学院が具体的にどのような履修形態というものをするかは各大学院の判断によるところでございますけれども、今後、各大学院が社会人等のニーズにこたえさまざまな工夫を講じ、努力していくことを私どもとしても期待をしております。

なお、通信制で行うということにつきましては、

この法科大学院制度創設の際に中央教育審議会でもいろいろ審議いたしましたが、その中央教育審議会の審議の中でも、学生に対しても法科大学院は、地域ごとにアンバランスがありますけれども、結果的には、地域ブロックで見ますと、北海道から沖縄まですべてのブロックにおいて設置されております。

この法科大学院の設置はあくまでも各大学の自主的な判断によるものでございまして、文部科学省としては、今までのような事前チェック制から事後チェック制になつたということで、文部科学省の判断によつて各地域に計画的に配置するというようなものではないというふうに考えてはおりますけれども、しかし、この司法制度改革審議会にふさわしい十分な學習指導が行える体制が確保できるかどうか、そういう課題があるということも指摘されておりまして、現時点においては、通信制の法科大学院は設置をされておりません。

○山内委員 多様な人材を法曹界に送り込むという理念からすれば、働きながら学んで法曹資格を得たいという社会人のための制度設計というのは、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、また日本学生支援機構による奨学金などを通じた支援によってバックアップをさせていただきたいというふうに思つています。

○山内委員 大都市圏以外の地域の法科大学院を活性化させるということはやはり大きな意味があると思いますし、それから、地方都市、農村部に法曹を行き渡らせるというのはやはり国家戦略として考へてもいい問題だと思いますので、引き続き、例えば法務省は検事を教員として送り込み、あるいは、最高裁でいえば裁判官をどんどん、特に地方の法科大学院に積極的に送り込んでいただけに、地域、地方での法科大学院の活性化についてでございますが、委員御指摘のとおり、新しい司法試験による合格者が八百、現在の司法試

てていつて、地域の中に入材として送り込んで、またその地域が活性化してほしい、そういう思いだと思います。

○下村大臣 政務官 お答えさせていただきたいとおっしゃる所でござれども、どうでしょうか。法科大学院の制度設計であるべきじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

私は、やはり法科大学院が社会試験、古い試験で勝ち上がつてくる合格者の割合は、千六百人だとすると、例えば何人と何人ぐらいいだと大臣思われますか。何人と何人ぐらにしたいなと思われますか。どうですか。

○南野国務大臣 先生のおっしゃるその難しい数字については、現在司法試験委員会で検討中でございますので、逆に先生の御意見をお聞かせいただくと参考になると存ります。

○山内委員 しかし、司法試験委員会に、法務省の方で、新司法試験に合格する合格者数を八百人、旧司法試験に合格する合格者を八百人という一つのたき台を出されているんですよ。

だから、それが、たたき台だから法務省の案だろとは私は言いませんけれども、もしそうだとしたら、新しい二十世紀の司法界において活躍する法曹人はすべてロースクールを出た者から司法試験に合格した者を採用していこうというこの

三年間にわたる司法制度の改革の波からすると、ロースクールを出て最初に受験して合格する人数が八百・八百人の八百人だとすると、極めて私は少ないと思うんですが、政府の方でどういう認識でしようか。

○寺田政府参考人 まず、委員が最初に御指摘になりましたこれからの法曹養成の理念、法科大学院を中核とするプロセスとしての教育というものを大事にしていくという点におきましては、政府は全くその同じ立場をとっていることを申し上げたいと思います。

その上で、しかし、平成十八年から平成二十二年のいわゆる新旧司法試験の並行実施期間の数についてでございますが、委員御指摘のとおり、新しい司法試験による合格者が八百、現在の司法試

験による合格者が八百という報道が一部報道機関によつてなされたことは私どもも承知いたしておりますが、その記事にございますよう、政府がそのような案をたたき台として出した、あるいは法務省がその案をたたき台として出したというような事実はございません。

実際は、まだ司法試験委員会におきまして、これまでどのような議論が行われてきたか、これは司法制度改革の当初にさかのはりまして、意見書でどのような考え方がとられてきたか、あるいは推進本部の、とりわけ法曹養成検討会においてどういう取りまとめをされたかということを踏まえた上で、実際どのようなケースがあり得るかといふさまざまシミュレーションを前提に、御議論をこれから進めていくという段階にございます。

したがいまして、現在のところ、政府としてどのような数字が現に議論の中心になつていて、どのような結論が得出されるかということを申し上げることは時期尚早だというふうに考えております。

○山内委員 確かに、法科大学院の卒業生は七、八割確実に受かるというような、受験生とか大学の先生にとつてはそう読める表現だと思いますけれども、そういうことを約束した制度設計ではないと先日政務官から説明を受けて、政府側はそう読むんだろうということはそう思つていて、それでも、七、八割は合格できるような仕組みを日本としてつくったわけですね。ですから、それと、二割とか三割しか合格しないということのギヤップは、これはもう相当なものでしよう。これをどうやって説明されますか。先日答弁に立たれた政務官、どうですか。

○富田大臣政務官 先日、谷委員に対しても答弁させていただきましたとおりだと思うんですが。先生が前提とされる二割か三割という数字も、今確定的なものではありませんし、ただ、意見書も、今先生御指摘のように、読み方によつては、やはり、八割かかるんだと思って法科大学院に行かれただらっしゃるというのも事実だと思うんですね。

そういう意味で、今後、法科大学院がどのように

に学生の皆さんに教育をしてくださつて、司法試験委員会の方でどのような人数枠を決定していくのかにかかるんだと思うんですが、やはり多くの方が合格できるような制度を国が責任を持つてやるべきだというふうに、私自身も法曹出身ですの

で、先生と同じような思いでいることだけは付言させていただきたいと思います。

○山内委員 だとしたら、司法試験委員会での審議というのは公開にすべきだと思うんですよ。つまり、私たちが合格者数とか合格率というのを後で検証するにしても、どういう意見が出て結論が出たのかと、というのがわからなければ、今おっしゃったような法科大学院の理念は大切だと思

う、そこと実際に出た結論が全く違つていれば、理念がわかつていらないと私たちはまた批判もなくちやいけないわけなんですよ。

ですから、司法試験委員会の話は非公開とする、メモをとつても、外に出て話しちゃいけないといふような厳しい規制をするんじゃなくて、検討委員会の議事録はあつと出しているわけですから。

もう毎回の議事録が出てるわけですね。司法研修所の所長の加藤裁判官の意見なんかも、読んで向かって合格者数とか合格率というのを考えべきだと思うし、その考える考えというのは、やはり国民こぞつていろいろな意見を出し合つて、それで適正な量と質を考えながら、市場経済にマッチした形での法曹人口を考えしていくということがな政策目標があつたわけですから、やはりそれに向かって合格者数とか合格率というのを考えるべきだと思うし、その考える考えというのは、やはり国民こぞつていろいろな意見を出し合つて、それで適正な量と質を考えながら、市場経済にマッチした形での法曹人口を考えていくということがな政策目標があつたわけですから、やはりそれ

が二千五百だとして、そのうちの例えばでは千人合格するしますか。そうすると、千五百人が残つて、翌年の六千人と合わせて七千五百人が、その翌年のまた三千人に満たない合格者数を受験するわけですからね。やはりどうしても、どう考えていても、半分にも満たないわけですね。これがどうやって説明されますか。先日答弁に立たれた政務官、どうですか。

○寺田政府参考人 司法試験委員会は、本質的には試験についてあらゆることを御議論になるわけでございます。一体、受験生のレベルがどういうラインであるとか、あるいはことしの合格者のラインをどうしようというようなことは御議論になるわけでございますので、本質的には、その透明性、公開性に限界があるということは御理解いたただけると思います。

ただ、今委員が御指摘になられたとおり、この

問題には政策的な側面がございます。したがいまして、御議論をいただく、御理解いただく上で、やはり検証というのも十分大事なことだろうといふことは私どもも理解いたしておりますので、ど

ういう議論があつたかということが十分わかるような形で議事の公開を後ほどさせていただきたいというふうに現在も考えております。

○山内委員 司法試験合格三千人時代を迎えると、いうことの政策的な考慮というものの第一は、やはり全世界的に見ても法曹の数が、国民の例えれば一万人当たりに比較すると、随分各国より少ない。その上に、司法過疎といつて、もう全く情けないですよね、ゼロワン地域といつて、弁護士も何もだれもいないような地域が日本じゅうにある。

だから、そういうのを解消していくこうという大きな政策目標があつたわけですから、やはりそれ

に向かって合格者数とか合格率というのを考えるべきだと思うし、その考える考えというのは、やはり国民こぞつていろいろな意見を出し合つて、志願者そのものも大きく減少したということも考

るわけですが、ただ、それ以外の要因については、ちょっと正直に申しまして詳細を把握しておきません。

ただ、一般的に申し上げれば、昨年は制度創設の年でございました。そういうことでかなり受験をされましたのが、ことは二年目であり、志願者そのものも大きく減少したということも考

るわけですが、ただ、それ以外の要因については、ちょっと正直に申しまして詳細を把握しておきません。

○寺田政府参考人 推進本部はどう考えていますか。

○山崎政府参考人 ただいま文部科学省の方からも御答弁ございましたけれども、私も、その実態について、現在把握する立場にございません。したがいまして、詳しいことはわかりませんけれども、これは、年々によつてその受験者数というものは変わり得る話でございます。特に社会人グループの方については、必ずその一定の方が毎年毎年受験されるかというと、それはいかないんではなかいかということもございますので、私どもとしては、やはり五年ぐらいちょっと動向を見てみないと詳しい分析はできないんではないかというふうに思つております。

いずれにしましても、有為な人材が来ていただけます。司法試験に合格して活躍できるよう、そういうシステムを構築しなければならないという

お願ひしたい、そう思つています。

今お話ししましたように、大学入試センターが行う法科大学院の入学の適性試験で、昨年が約三万五千人受験したのに、ことしは約二万一千人、約四割も受験者が減つてます。まず、この原因は何か、文科省からお聞きします。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。今先生の方から御指摘いただきましたように、大学入試センターが実施しました適性試験の受験者総数、昨年よりも三九・七%減りまして、一万四千人減つてます。このうち一万二千人がいわば既卒者等の社会人でございまして、なかなか私どもとして具体的に、ではなぜ社会人等の受験者が減つたのかということについて、なぜか、文科省からお聞きします。

ただ、一般的に申し上げれば、昨年は制度創設の年でございました。そういうことでかなり受験をされましたのが、ことは二年目であり、志願者そのものも大きく減少したということも考

るわけですが、ただ、それ以外の要因については、ちょっと正直に申しまして詳細を把握しておきません。

ただ、一般的に申し上げれば、昨年は制度創設の年でございました。そういうことでかなり受験をされましたのが、ことは二年目であり、志願者そのものも大きく減少したということも考

るわけですが、ただ、それ以外の要因については、ちょっと正直に申しまして詳細を把握しておきません。

○寺田政府参考人 推進本部はどう考えていますか。

○山崎政府参考人 ただいま文部科学省の方からも御答弁ございましたけれども、私も、その実

ことは間違いございません。

○山内委員 今社会人が逃げているんじゃないのか、という発言もあつたんですけれども、まさにそこが問題だと思うんですよ。今までの一点突破の司法試験の受験生あるいは合格者というのは、特に短期間で合格する受験生ほど、例えば予備校をよく使うあるいは論点主義で暗記も強い、そういうような受験生が合格している。その弊害をなくすというか、改める意味もあって、法科大学院で全人格教育をしていくことになる、という発想になつてます。

だから、その合格率も合格者数も、ロースクール、法科大学院を出ても本当に三割ぐらいの少ない合格率だということになると、今、ある大学の法科大学院にお聞きしたら、例えば医師が何名も法科大学院の学生になつていてるとか、あるいは、何で法科大学院に来たのかわからないぐらいの、優秀な、エリートコースを進んで、商社でも海外の大学にも行かせてもらつて日本の貿易を担つてくれるような、そういう人材もやめて来ているんですね。そういう人たちが、三割ぐらいしかロースクールを出ても合格しないと思つたら、来ないですよ。だって、危ないもの。今までのキャリアをなくして来ようという魅力がないでしょ。ですから、そういう意味でも、事務局長が五年をかけてなんてことをつておられる、例えば平成十八年に卒業をする人は、連続三回試験に挑戦したら、事務局長が五年かけて結論を出しても、まあ、局長はもう退任されるとか、あるいはその動きを見て、平成の二十二年ぐらいには三千五百人とか四千人というような構想も考えると、うなアイデアは政府の方にはないんでしょうか。

えは平成二十年には採用するとか、あるいはその動きを見て、平成の二十二年ぐらいには三千五百人とか四千人というような構想も考えると、うなアイデアは政府の方にはないんでしょうか。

○寺田政府参考人 まず最初に、委員が御指摘になりました。これまで司法試験に挑戦なさるようなことがなかつたような、医師を初めとして、いろいろなキャリアをお持ちの社会人の方々、いろいろな方々が法科大学院に入学されて司法の世界に進むことを目指されているということは、私たちも大歓迎している事態でございます。

先ほど平成十八年の合格者数についてのお尋ねがございましてお答えしたところでございますけれども、同時に非常に重要なのは、平成十九年に、当初入られました三年の未修者コースの修了者の方々が受験されるわけでございますけれども、そういうふうに、まず私どもは認識いたしております。

次に、総合格者数の枠を三千人ということがしばしば出てまいります。平成二十二年ごろというのが意見書の立場であり、推進計画にもそのことが明記されているわけでございますけれども、私ども、この数値が平成二十二年びたりに絶対値だという形で理解はしております。

先ほども申されたように、非常に優秀な方がたくさん出てこられるということも十分あり得ることでございますので、これは司法試験委員会で今后の動向を十分に御高察なされた上で、平成十八年から平成二十二年までどういうカーブを描いて総合格者数を決めていくかということも御議論をなさるというふうに理解をいたしております。

○山内委員 私は、法科大学院の先生方にもいろいろとお話をお聞きしたんですね。そうしたら、年齢が高い教員がロースクールが多い、だから、文部科学省の方からは教員の年齢の偏りを指摘され、もうちょっと若い教員をそろえてくださいと、いうような留意事項が付されて設立の認可が一年おくれになつた、そういうような学校も聞いております。

だから、法科大学院も七十校ぐらいあるんでしょうけれども、かなり無理もしてくるんじやないで、しかも、三千人体制というのを平成二十二年までにやつこらやればいいというんじやなくて、例

になつた皆さんはやりがいを持つて、この法科大学院を成功させようと思っていると思うんです。とは思つんすけれども、専任教員の三分の一は十年間、いわゆる学部との兼任をしていいようなダブルカウントが認められているよう

なんですけれども、そういうなことを廃止して、プロを育てる、プロフェッショナルに特化するというふうに文科省としても誘導してでも、國民から法科大学院を卒業した人材は間違いない人材ばかりだと社会的な信頼を得るような人材が育つてほしいし、法科大学院の先生方も見てようと思つてゐるんですよ。

そうすると、今思いのほかの発言をしていただけて私もうれしいんですけども、三千人といふのは上限の数字じゃなくて、できるだけ早く達成しようという目標値でしかないということなわけですから、新司法試験合格者を例えば十八年から旧試験の合格者と同程度とか、全く法科大学院の仕組みを考えた当初の考え方と反するようなことがあります。受けはやめていただきたいと思います。

司法試験委員会の議論の中に法科大学院の先生方を取り込んで、そういう人たちの話も、委員として構成メンバーに入れ込んで話を聞いていくことなどなことは考えないでしようか。

○寺田政府参考人 これはこの前もお答え申し上げましたけれども、現に法科大学院の関係の先生方、法科大学院で現に教えておられる先生方が二人、司法試験委員会の中に入つておられますし、それから、司法試験においては、司法試験法によつて、実際の試験を実施されるのは司法試験の考査委員の先生方でございますが、この司法試験の考査委員の先生方には多数法科大学院の関係者がお入りになられるだろうというふうに考えておりま

す。

○山内委員 引き続き、そういう方々の意見も、現場の人材を教育している人たちの生の意見だと思ひますので、尊重しながら、合格者数等について

ての審議の参考にしてもらいたいと思います。もう一つ、朝日新聞や読売新聞の報道でちょっと困つたなというのが、法科大学院を出た後も合

格率が余り高くないんじやないかというような大新聞の報道を見た学生は、こういうことを言つてきているんですね。

例えば、私も地元の事務所で、エクスターインシップについて、出身大学が法科大学院の学生を何週間か引き取つて教育してくれないか、そういう問い合わせがあるんですね。法曹資格のある皆さん

の事務所にも、多分そういう問い合わせが出身大

学から来ていると思うんです。

そういうエクスターインシップなどの実務教育を法科大学院でやろうとしている、あるいは模擬裁判をやろうとしている、それから、ビジネス・ロー

コースといって、例えば経済学部が充実している大学の法科大学院では、そういう特色ある授業も開講していこう、そういうところが、勢い、三割ぐらいしかロースクールを出ても合格しないといふことになると、それこそもうそういう科目はやめて、また昔の論点主義の、司法試験に出る科目だけの授業ばかりをしていくんじゃないいか、そういう懸念を持っているんですね。

これは、学生ばかりじゃなくて、法科大学院の先生方も同じような懸念を持っているんですね。けれども、まさかそういうことにならないようになれるでしょうね。

○下村大臣政務官 先生御指摘のような危惧はやはり考えられることであります。そのためには、法科大学院は、これまでの司法試験でたゞ得点のみという選抜方式があつたために、受験予備校に大幅に依存した結果、結果的に法曹となるべき者の資質の確保に大変な影響を及ぼしたというところからこの法科大学院制度が導入されるわけでございます。

そういう意味で、法学教育と司法試験とが有機的に連携するプロセスとしての新たな司法養成制度の中核的な機関としてそもそも構想されたものであるわけでありますから、法科大学院において、

この制度の理念の実現に向けて、実務家教員の参画のもとに法理論と実務のかけ橋を強く意識した実践的な教育が実施され、また、今度の新司法試験においても、このような法科大学院の教育内容を踏まえた上で新たなものに切りかえられるといふふうに承知しているところでございます。

各法科大学院では、そういう意味で、学生を司法試験に合格させるために努力をしているわけでございまして、今後、各法科大学院に対する社会的評価というの、単なるテクニカル的なものということではなくて、本来の法曹養成実績というのが十分大学院の合格状況の中で重視されるというふうに期待をしておりますので、さらに、入学させた学生にどのような教育を行つて、そして学習以外の面においてどのような指導を行つたとか、こういうことが法科大学院全体の教育活動においてなされるということがこれから評価基準にも法科大学院に対してもなつてくるというふうに思いますし、文部科学省としては、各法科大学院が国民から十分なそういうプラスアルファの付加価値としての評価と信頼が受けられるような努力をしていくことについて、バックアップをさせていただきたいと思っています。

○山内委員 では、文科省としては、間違つても、例えは各法科大学院が補講、補修に予備校の先生を連れてくる、そういうような間違つた仕組みは絶対にしないということですね。

○下村大臣政務官 お答えします。

新司法試験も、そういうふうな法科大学院の教育内容を踏まえたものに切りかえられるというふうに承知をしておりますので、今までのようないふく点のみによる選抜ということでは合格できないということの中で、法科大学院として、新試験制度にのつとった適格な教員が指導するということになると期待しております。

○山内委員 そういう期待感だけではなくて、例えば、司法試験の論文に出でこない国際的な分野、あるいは地域社会でどう頑張つたかとか、そういうふうな科目について充実している法科大学院に

ついては客観的な評価をたくさん与えていく、そういうような仕組みを担保とすれば、ますますいろいろな、多様なことを勉強した柔軟な、何にでも対応できるような法曹ができると思うんですけれども、そういうことは考えますか。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、法科大学院、これはさまざま、ことし新たに六校でできるわけでございますが、全体として、法曹養成の中核機関でござります。

ただ、それぞれの法科大学院は、そういう全体的な状況の中で競い合つて、いわば競争的な環境の中でそれぞれ切磋琢磨して、よりよい教育を目指しているわけでございます。当然、そういう法科大学院それぞれは、私どもいたしましても、例えば、知的財産あるいは企業法務などに力点を置いた特色あるカリキュラム、あるいはさまざま幅広い分野のカリキュラムといった特色を出しているわけでございます。そういうことが、それが法科大学院がそういう競争的環境の中で、学生にとつてもあるいは社会的な信頼をかち得ていく上でも、より大切なことであると思っております。

私は、この法科大学院の設立に合わせまして、現在、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、こういう新しい補助制度をつくつたわけございまして。これにつきましては、それぞれの法科大学院が、その教育内容、方法を工夫して開発する特に、他のものと違う特色あるカリキュラムをつくるとか、あるいは各大学院が連携してよりよい教材をつくりしていく、そういうことに對して、すぐれたそういう取り組みに對して支援をするプログラムでございまして、こういった支援等を通じまして、それぞれの大学院が法曹養成の中核ということではありますけれども、それぞれに支援をしていきたいと思つております。

○山内委員 最高裁にも来ていただいておりますけれども、ことしの司法修習の最後の試験で、合

格留保あるいは不合格者が司法修習の歴史の中では多分最も多い数字だと思つんですかね。四十人もそういう人たちが出た、この原因については、何が考えられるんでしょうか。

○山崎最高裁判所長官代理者 本年九月に行われました第五十七期の司法修習生考試におきまして、ただいま委員お話しのとおり、四十六名の応試者が合否判定留保あるいは不合格となつたわけがございます。

この原因でございますが、五十七期修習生と申しますのは昨年四月に採用されたのですが、この期から人数が千人程度から千二百人規模にふえた、そういうことがございまして、どうしてもその点に目が行くということでございます。

ただ、それが原因かどうかという点につきましては、必ずしも根拠がはつきりしないというふうに思つております。

確かに、司法研修所教官等からは、修習生を指導する過程で、どうもこの期の修習生には力不足の者だと意欲不足の者が多い、そういう話があつたことは事実でございまして、結果として、修習の最後のところで合格の判定を得られない者が相当数出てしまつたということであろうと思つますが、先ほど申し上げました人数の増加がこうしたことの直接の原因となつているかどうかは、先ほど申し上げたとおり、必ずしも明らかではございませんで、今後の状況をもうしばらく見ないと何とも言えないのではないかと考えております。

なお、司法研修所教官は、こうした力不足の者に対しましては、個別にその不足の点を指摘いたしまして、努力するように指導してきてはいるところございまして、この点につきましては、今後ともやはりきちんとした指導をやつていきたいと存じます。

○山内委員 私も、司法試験の合格者数がふえたことが直接の原因とは思つていないんですけれども、だけれども、國民はそう思いますよ。だから、

国民に、これからその倍も合格していくわけですから、その辺の説明はやはり必要じゃないかなと思います。

それから、修習の期間が短くなつて、さらに新制度になるとまた短くなるわけですよね。そうすると、詰め込み教育が行われて、それにまたついでいけない、あるいは消化不良を起こす、そういう人たちもふえてきて不合格者がふえたりして、あれ、そういう人たちに日本の法の支配を任せていいのかなとまた國民も悪く勘ぐつてしまう、そういうような状態になつてはいけないと思うんですけど、最高裁の不合格者増に対する改善点というか、決意を示してください。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員御承知のとおり、来年から千五百人程度にさらに修習生が増加するということが予測されておりまして、それがさらに今のお話のとおり三千人にふえるということになります。そういう新たな状態になつてはいけない、あるいは消化不良を起こす、そういう人たちもふえてきて不合格者がふえたりして、あれ、そういう人たちに日本の法の支配を任せていいのかなとまた國民も悪く勘ぐつてしまう、そういうような状態になつてはいけないと思うんですけど、最高裁の不合格者増に対する改善点というか、決意を示してください。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員御承知のとおり、来年から千五百人程度にさらに修習生が増加するということが予測されておりまして、それがさらに今のお話のとおり三千人にふえるということになります。そういう新たな状態になつてはいけない、あるいは消化不良を起こす、そういう人たちもふえてきて不合格者がふえたりして、あれ、そういう人たちに日本の法の支配を任せていいのかなとまた國民も悪く勘ぐつてしまう、そういうような状態になつてはいけないと思うんですけど、最高裁の不合格者増に対する改善点というか、決意を示してください。

まず、集合修習の関係、これは現在、委員御承認の方にも御参加いただき、その他有識者もお入りいただいて御議論いただいたわけでございまして、そこでいろいろ議論をいたしております。まず、集合修習の関係、これは現在、委員御承認のとおり、クラス分けをしておりまして、それぞれのクラスに五教科の教員五人ずつが指導してくれるということございますが、これは人数がふえたらどうなるかということになると、これもやはりクラス編成を維持してきめの細かい集合修習を行いたいということを一つ考えております。それから、実務修習の関係でございますが、これも司法修習委員会でいろいろ御議論いただきました。二、三申し上げますと、それぞれ、民事裁判修習ですか刑事裁判修習、検察修習、弁護修習と分野別修習がございますが、その修習においては、実務家の個別の指導のもとに実際の事件を処理す

る、いわゆる個別修習と申しておりますが、そういうものを中心にすべきである、こういった提言をされた上で、例えば民事裁判修習中に特定の事件について修習した者は、他の分野に移つても、その事件をその後もフォローして、あるいは合議を傍聴するなどと判決を起案するとか、そういうことをやって、きちんとした修習がやれるようにしてはどうかとか、それから、数がふえるということになりますと、それぞれの人に事件をたくさん経験してもらえるかどうか、そういう問題も出てまいりますが、この点は、修習生全員に、同じ事件について争点ですかあるいは判断のポイントを書いてもらう、それで修習生同士議論して、その上で裁判官が指導する、そんな工夫をしてはどうか、こういった提言もちょうだいしております。

私どもとしては、こういう工夫を通じまして、受け入れ数が増加しても効果的な指導ができるように、さらに具体的な修習のあり方について検討してまいりたい。それによって、従来どおり、法曹としてふさわしい基本的知識、技法を付与して修習の質を確保したいというふうに考えております。

○山内委員 今の局長の話の中で、そういう司法研修所の中で一生懸命、最後、卒業前のみつかり鍛え上げたいというのはわかるんですが、研修所の中ではいろいろな知識を学ぶというのは、それは、法科大学院を設置したので、法科大学院でやることだと思います。法科大学院で、例えば二年、三年、みつかり教え込む、考えてもらう、そして司法試験を突破してもらう。そして、実務的な問題については研修所で一年間しっかりと最後のおさらいをしてもらうという仕組みとして、私は、この新しい法曹養成制度をつくったと思っていますので。

和光の研修所に集めてまたじっくりやりますわといふんじゃなくて、もしそうだとしたら、司法修習の一年間をほとんど実務修習に充てて、最後の卒業試験で、一年間の実務修習と、法科大学院

でどれだけ一生懸命まじめな大学院生活を送つたのかというのが判断できるような試験をしていく方がいいと私は思っているんですけどもね。とにかく、法曹に対しても國民はすごく期待をしていると思うので、それを裏切らないような仕組みをつくつていかなければいけないなと思っています。

給費制の問題についてお聞きしますけれども、これも大臣、裁判官、検察官、弁護士、この三者というのは、人権擁護と社会正義を実現する、この思いでやはり仕事をしてもらいたいし、おのおのがそういう職務を果たすことを通して公益の実現を図っていく、私利私欲のために働くんじゃない、そういう法曹が望まれていると思うんですが、どう思われますか。

○南野国務大臣 もう先生がおっしゃっているとおりでございまして、裁判官、検察官、弁護士、それぞれの職責は違うと思いませんけれども、法曹の尊重を旨として司法に闘争していただけるものというふうに思っておりますし、そのような目的で教育がなされるものというふうにも思つております。そこも借りいたら、今の九万円にオーバーすると決まっていないでしよう。五年間のうちにチャンスがあるわけですから、五年目で合格する人もいるわけですよ。そうしたら、その五年間は、無職なのに毎月九万円ぐらい払つていかなくちゃいけない、計算上ですよ、なるんですね。それから、大学で奨学生制度をつくっている大学があります。そこも借りいたら、今の九万円にオーバーするんですね、計算上はですよ。

大臣、例えば、今法科大学院に六千人ぐらい入学者しているんですよ。そのうち何人が奨学生をもらつてあるかと思つていています。六千人いるんですよ、法科大学院に。そのうち何人ぐらいが奨学生をもらつてあるかと思つてますか。勘でいいですよ。

○南野国務大臣 勘でいいということをございますが、ちょっと私ははつきりした数字はわかりません。

○山内委員 だから、そういう貸与制の採用というのはかなりきついんですね。

例えば、奨学生を受け取っている人、大学の四年間で毎月十万円の奨学生金がもらえます。それをずつともらっている人は、もちろん返済をしなければいけませんね。ところが、その人が法科大学院に三年間進んで、法科大学院でも二十万円借りられるんですね、奨学生金がもらえるんです。そうすると、二十万円、ずっと三年間毎月借ります、もらえます。

そうすると、大学の学部時代の奨学生金、それから法科大学院時代の奨学生金、これを法科大学院卒業時点から返さなくちゃいけません。そうすると、月々の返済が五万円ぐらいになるんですよ。それから、例えば、国民生活金融公庫というのがありますね、そこで二百万円までの教育ローンを貸し

てくれるんですよ。それは、例えば法科大学院で二百万円を借りたら、法科大学院卒業時点から返済ということがかかるわけですよ。それが約三万六千円で、どちらも借りている人は九万円、毎月返済していかなければいけないんですね。法科大学院を卒業したころから毎月九万円。

しかも、法科大学院を卒業して、その年に合格すると決まってないでしよう。五年間のうちにチャンスがあるわけですから、五年目で合格する人もいるわけですよ。そうしたら、その五年間は、無職なのに毎月九万円ぐらい払つていかなくちゃいけない、計算上ですよ、なるんですね。それから、大学で奨学生制度をつくっている大学があります。そこも借りいたら、今の九万円にオーバーするんですね、計算上はですよ。

大臣、例えば、今法科大学院に六千人ぐらい入学者しているんですよ。そのうち何人が奨学生をもらつてあるかと思つていています。六千人いるんですよ、法科大学院に。そのうち何人ぐらいが奨学生をもらつてあるかと思つてますか。勘でいいですよ。

○南野国務大臣 勘でいいということをございますが、ちょっと私ははつきりした数字はわかりません。

○山内委員 半分の三千人がもらつてているんですよ、受けているんですよ。つまり、六千人法科大学院に行つているうちの三千人が奨学生金をもらつてあるんですよ。その上に、国民生活金融公庫のシステムを使つていて、大学の奨学生制度を使つていて。それを利用している人たちを含めると、もう四千人ぐらいはいくとと思うんですよ。ですから、それまでして頑張つていて人に貸与制を採用すると、またそれが借金になるんですよ。だから、そう思うと、後で附帯決議でしつかりと最高裁にも大臣にも、守つてきます、猶予期間はしつかりとつくり上げてきますと宣言してもらおうと思うんだけれども、それほど法科大学院の道を選んだ者にとつては過酷な法曹養成の仕組みであるということだけはわかつていただきたいなと思うんですね。

○南野国務大臣 例えれば……

低所得の人でも、本当に庶民の苦しみを間近で見たり、自分の家庭がそうだったり、そういう人こそやはり人権感覚がすぐれていて、その痛みをわかる人が法曹になつてくるんじゃないかと私は思うんですよ。あるいはもう高校や大学時代からがり勉で、論点だけを勉強して、司法試験の予備校に行って、司法試験に合格するためだけの勉強をして合格した人に、なかなか、この苦しんでいる人たちの気持ちというのはわかるのかなと思うんですよ。わかる人もいると思いますよ、もちろん。だけれども、やはり身につまされて感じる思いというのはまた違うじゃないですか。

だから、そういう人たちの、法科大学院に行こうあるいは司法試験にトライしよう、そういう夢を実現させてあげよう、そういう国家こそ民主主義がやはり確立されている国なんじやないかなと私も思うんです。

最後に、大臣、そういうようなことを何か感じられますか。

○南野国務大臣 本当に日本の最高峰の学業を修めようという方たちにそのような奨学生金をいたしましたが、そのためには法科大学院を卒業すると五年前の猶予はありますけれども、後十年かけてお返しいただく。この借りるお金も、これは国民の本当に先生方にに対する願いが込められていると思いますので、ある意味ではいいコースを選んでおられる方だな、私はそのように思つてあります。その人のお金を借りたその苦しみ、返していくその苦しみが本当に苦勞となつて、いい弁護をしていただく、いい裁きをしていただく、そういうような方たちにも成長していただけるというふうにも思ひますし、専門性プラスその前に人間性がある、そのようなところでそれが涵養されていくのではないかな、そのように思つてあります。志して司法を目指す方々、本当に多く夢を持つて目指していただきたいなというふうに思つてあります。

○山内委員 例えれば……

低所得の人でも、本当に庶民の苦しみを間近で見たり、自分の家庭がそうだったり、そういう人こそやはり人権感覚がすぐれていて、その痛みをわかる人が法曹になつてくるんじゃないかと私は思うんですよ。あるいはもう高校や大学時代からがり勉で、論点だけを勉強して、司法試験の予備校に行って、司法試験に合格するためだけの勉強をして合格した人に、なかなか、この苦しんでいる人たちの気持ちというのはわかるのかなと思うんですよ。わかる人もいると思いますよ、もちろん。だけれども、やはり身につまされて感じる思いというのはまた違うんじゃないですか。

だから、そういう人たちの、法科大学院に行こうあるいは司法試験にトライしよう、そういう夢を実現させてあげよう、そういう国家こそ民主主義がやはり確立されている国なんじやないかなと私も思うんです。

てください。

私が間違つて言つたようで、修習資金は十年で返すわけでございます。ロースクールの奨学金は二十年で返していいということのようでございますが、そのようでございます。

○山内委員 先ほどから指摘させていただいていますとおり、お金のない人でも、とにかく法曹になろう、あるいは法科大学院に進もうというインセンティブが働くような仕組みというのをやはり国仕組みとしてつくつてあげたいなと思うんでありますよね。

悪く言う人は、優秀なのでもお金がないやつに例えどどこかからひもつきで、例えば余り世間に芳しくないような人から、団体からお金を出してあげて貸与制で借りたお金についても即座に返して、そのかわり、そのある団体のためだけに特殊な任務につく、そういう何かサスペンスみたいな、だれども、本当に心配する人はやはり心配するんですよ。

だから、そういう意味でも、給費制の廃止だけじゃなくて、自分としてはこういう考え方を持つている、そういう人材が、司法権の独立とか、私たちがもし間違つた立法をしたらしくかりと直してくれるような仕組みを国家の制度としてつくつてあるわけですから、そういう意味で、本当に優秀な私の後輩というか、そういう優秀な人材が育つてくる、そういうような仕組みをこれからも築き上げていただきたいと心から念願して、臨時国会最後の質問を終わります。

ありがとうございました。

○塙崎委員長 次に、松野信夫君。

○松野(信)委員 臨時国会最後の質問をさせていただきます。民主党の松野信夫です。まだあります。法科大学院の話が先ほど来からずっと続いております。私も最初にこの問題について取り上げて何回も出ている問題ではあります。法科大学院がことしの四月に船出をいたしました。しか

りとした制度設計がなされて、やはり万全の船出ができるようにこれは政治の場でもしつかり見守つていかなければいけない、それだけ大変重要な問題でありますので、済みません。何度も取り

上げさせていただきたいと思います。

今やはり一番大きく問題になつてゐるのは、法科大学院が設立をされて、全部で六十八校ござります。大学院生も五千八百人ほどおられる。ところが、実際どれだけ合格するんだろうかというのもう大変心配、不安が生じております。

これも従来から指摘されておりますが、司法制度改革審議会の最終意見書では、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度、例えは約七割から八割の者が新司法試験に合格できるよう、というふうにはつきりこれは文言で出している

わけです。七割八割というのは、ある意味では、これまでに御答弁ありましたように、それくらい合格するぐらいしっかりとした教育をやるんだ、それはそういう説明も成り立つかもしれませんが、しかし、実際に七割八割という数字が明記されているものですから、まじめに勉強しておれば大抵それくらいは通るだろう、そういうふうに思つては私は非難はなかなか難しいんじゃないか、こう思つております。

最近のこれはヨミウリ・ウイークリーという雑誌に「七割合格」実は「七割不合格」ロースクール院生「詐欺だ!」というふうに取り上げられて、まあ、詐欺だというのはちょっと言い過ぎだとは思いますが、それくらい非常に不安感をおあり立てているところもあるわけです。

一方では、法科大学院特に私立にしても独立行政法人の大学にても、これで何とか生き残りを図ろうということで、六十八校も設立されいるわけです。そうすると、言うならば入り口の部分では、文部科学省の方は多數認可し、五千八百人も入学させる。ところが出口の方では、法務省あるいは司法試験管理委員会の方がぎゅっと合格者を絞つてしまう。今挙がつてある数字から見る

と、二、三割ぐらいしか合格しないというのがどうも正直なところじゃないか。ということで、先ほど雑誌を利用しましたように「七割合格」実は「七割不合格」こういうふうに指摘もされているわけです。

そうすると、では、文部科学省の方にもお伺いしたいと思いますが、こういう事態、これにどう対応していくのか。もう既に設立認可しちゃったから、七割合格しようとする三割合格しようとするなど、でもいいというような無関心を装うことはどうでもいいというようなふうに思つては、これはやはり許されないというふうに思います。やはり、文部科学省としてのしつかりとした指導を求めたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、平成十七年度を対象とした入学者選抜の志願動向、現在ではその全容を把握できませんけれども、実際のところ、既に九つの大学では入学試験を行つておりますけれども、志願者数自体が平均四〇%ぐらいい減少している。ただ、それでも募集人員を上回る志願倍率となつていて、ということは間違いないわけでございます。現在、新司法試験における合格者数の設定のあり方、それにつきましては、法務省の司法試験委員会において検討されていると承知しております。

私ども、法科大学院、せっかく法曹養成の中核機関として設立し、それぞれの大院、一生懸命教育をしているところでございます。また、学生さんも大変学んでいると承知しております。皆さんのお邪魔いたしまして、それぞれの皆さんとのアンケート等につきましても、個別の大学等にお邪魔いたしまして、それぞの皆さんのお意見等伺つてあるところでございます。

総じて申し上げれば、やはり法科大学院関係者にとっては、修了者が新司法試験に幾ら合格するのかといったことは重大な関心事だと認識をしております。法科大学院協会では、去る十月二十九日、この問題につきましての要望を取りまとめま

して、公表したところでございます。文部科学省といたしましては、法務省の司法試験委員会におきまして、このような法科大学院関係者の要望も踏ままして適切な方針が示されることを期待しているところでございます。

○松野(信)委員 文科省の方として、大学院を設立認可する、その時点で一定の制度設計、大体どちらくらいが入学して大体どれくらいが合格をしていく方向に進んでいく、そういう意味の、概略の制度設計というのはそもそも念頭にあつたんでしょうか。何割ぐらいが大体合格して卒業して法曹として進んでいくだろう、そういうような設立認可当時の制度設計というのはあつたんじようか。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院の設置ということにつきましては、司法制度改革審議会の意見書におきましても、関係者の自発的創意を基本としつつ、広く参入を認める仕組みとすべきということにされているわけでございます。また一方で、政府全体を通じて現在規制緩和を進めておりまして、その一環として、大学の設置認可等につきまして、従来ございましては廃止をしたわけでございます。

こういった全体の流れを受けまして、文部科学省といたしましては、法科大学院につきまして必要な教員組織あるいは教育課程などの定めを置いた専門職大学院設置基準といったことに基づきまして厳格な審査を行つ、その厳格な審査を満たしたものについては設置を認めることとしております。

したがつて、これは先ほど政務官も御答弁いたしましたけれども、私どもとして定員管理を行うとかいうことではございませんで、あくまでも全体として大学の自主的な判断というものを踏まえつつ、その上で司法制度改革審議会意見書あるいは司法試験管理委員会の方を認可し

ていくことになります。

○松野(信)委員 規制緩和もいのですけれども、必要な基準を満たせば次から次に認可していく。どうもそれが実際のようで、そうすると、あとは大学院生が何割合しようとはどうでもいいように、どうもそういうふうに、当初、認可時点では制度設計としてはそんな認識だったのかなというふうに言わざるを得ないわけで、それがいいのかどうか、これは時間をかけて議論しているのかいけない問題だろうと思います。

それから、今後の問題ですけれども、法務省は法務省で、順次法曹の数をふやしていく、こういう一応の設計は、それはそれなりにお持ちであると思います。それに対して文科省の方はどういうふうにコミットされるおつもりなのか。合格者をどうするかというのは、それは法務省あるいは司法試験委員会の分野だから、自分たちはもうそれ是一切あくまで知らぬ、こういうスタンスなのか、それについても連携をとりながらいろいろ協議をしていこう、こういう姿勢なのか、この点はどうですか。

○徳永政府参考人 お答え申し上げます。法科大学院制度の創設に際しましても、法務省初め関係省庁と私ども十分連携をしてきたつもりでございます。現在でも、さまざま意味で連携をし、意見交換等を行ってございます。ただ、司法試験の合格者のあり方といったことにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、法務省の司法試験委員会で検討されていると承知しております。

私どもいたしましても、各大学院あるいはその各大学院の学生さん等の状況、そういうしたことについては、個別に大学院を訪問していろいろ状況をお伺いするということをしているわけでございまして、私どもとしては、まず何よりも法科大学院協会の先ほど申しました十月二十九日の要望、こういったものを踏まえまして、まず司法試験委員会において適切な方針が示されることを期待しておりますし、また、そういうたゞまづま法

科大学院にかかる問題につきましては、今後とも法務省を初め関係省庁と十分連携をとつていきたいと思っております。

○松野(信)委員 先ほど申し上げたように、ロースクールの院生は大変心配をしているところでもありますので、引き続いて法務省とよく連携をとつていただきながら進めていただきたいというふうに思います。

文科省の方はもうこれで結構でございました。ありがとうございます。

それでは、残された時間で給費制の問題について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、修習生の統一修習の問題ですが、これは、せんたつて同僚の辻議員の方も質問しておつたと

ころです。多少重複するところもありますが、大変重要なところで、指摘をさせていただきたいと思います。

現在のような統一修習ができたのは、もう五十年以上前、一九四七年に裁判官、検察官そして弁護士、すべての志望者が統一修習することになりましたが、同時に給費制も採用された、こういうわけでございます。せんたつての辻議員の質問に対する回答がございました。

現在のようないわば公務員に準るもの」だ、こういうふうに指摘がされております。

この点については、私は、司法修習制度が始まつた時点も、そして現在もこの理念というのは全く変わらないものだ、仮にこの給費制というものが廃止されたとしても、こういう統一修習の理念と

いうものは変わらないものだというふうに考えておりますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま委員から御指摘ございましたけれども、私もその点は同感でございます。

法科大学院制度の創設に際しましても、法務省初め関係省庁と私ども十分連携をしてきたつもりでございます。現在でも、さまざま意味で連携をし、意見交換等を行ってございます。ただ、司法試験の合格者のあり方といったことにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、法務省の司法試験委員会で検討されていると承知しております。

私どもいたしましても、各大学院あるいはその各大学院の学生さん等の状況、そういうことについては、個別に大学院を訪問していろいろ状況をお伺いするということをしているわけでございまして、私どもとしては、まず何よりも法科大学院協会の先ほど申しました十月二十九日の要望、こういったものを踏まえまして、まず司法試験委員会において適切な方針が示されることを期待しておりますし、また、そういうたゞまづま法

まして、ちょっとと読みますと、「判事になる人も、検事になる人も、弁護士になる人も、一年間全く同一の修習課程を経ることが、新制度の眼目である」よき裁判官は、同時によき検察官でなければならぬ、又よき弁護士であるべきだという三者

全く一元という理想のもとに、司法修習生なる新しい制度が設けられた、こういうふうにうたつてゐるわけであります。それから、少し後に、「諸君は、やがては、国の法秩序維持の重任に当られる方々」である、「諸君は公務員ではありませんが、國家が専らぬ給与を与えて勉強して頂いているわざ公務員に準るもの」だ、こういうふうに指摘がされております。

この点については、私は、司法修習制度が始まつた時点も、そして現在もこの理念というのは全く変わらないものだ、仮にこの給費制というものが廃止されたとしても、こういう統一修習の理念と

いうものは変わらないものだというふうに考えておりますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま委員から御指摘ございましたけれども、私もその点は同感でございます。

これは、必要なものはやはり要求をしてつけてして、今回、給費制から貸与制に変わるということにはなりますけれども、統一修習の理念、この必要性、大切さ、これは今後も変わらないといふふうに理解をしております。その発言がまさに、ふうに理解をしております。

今回、この給費制を廃止しようということであれば、やはり統一修習というものが大変大事になりますが、やはり統一修習というものが大変大事である、それを経済的にもしっかりと支えているのが給費制といふことで、ある意味では車の両輪に近いような、そういう状況ではないかなというふうに思っております。この統一修習の重要性といふふうに理解をしております。

○松野(信)委員 そうしますと、統一修習の大切

○山崎政府参考人 この点につきましては、今回、プロセスによる教育をしていく、こういう政策をとつたわけでございまして、それは、質を落とさずに大量の法律家を輩出する、こういう目的でございます。

そういうシステムを構築するということは、やはり非常に金がかかること、これは間違いございません。現に、相当、文部科学省の方でも予算をとつていただいているわけでございます。そういう点で、まず改革には金がかかるということは間違いないでございます。それから、これ以外にも、裁判員制度あるいは司法ネット、こういうものについてもそれ相応の金がやはり必要になつてくる、財政が必要になるということは間違いないでございます。

これは、必要なものはやはり要求をしてつけてしておられるし、個人的な見解ということもありましたが、自分としてもありがたかった、こういふふうに理解をしております。

私は、必要なものはやはり要求をしてつけてして、その際、やはり国財政、限りがございますので、やはり司法として合理的な負担、財政負担はどうあるべきかということも考えざるを得ないだらうということでございます。これが前提でございます。

その中で、では、合理的な財政負担という点でいろいろ見ていった場合に、この給費制という問題について一つのポイントがあるといふことでございまして、この点は、当初二百数十名の合格と

いう、それで法律家も非常に少ない時代で、国家で給与を払つて法律家を育てていく、これに対しても国民の理解があつたということでまさに法律ができるわけございまして、今後もこれが続いていくというふうに理解をしております。

○松野(信)委員 そうしますと、統一修習の大切

ちなみに、手元に司法研修所報というのがござります。これは昔からずっと発行されているわけでありまして、これはかなり昔、昭和二十五年の頃を持ってきましたが、「司法修習生諸君を迎へ」という当時の研修所長前沢忠成さんの文章もあり

理念といふのは変わらない、ただ残念ながら、給費制は廃止されて貸与制になる。そうすると、理念は変わらないけれども、この給費制が変わるというのは、専ら財政上の問題だ、貸与制の方が理念的にはすぐれているからそちらをとるというのではなくて、専ら国の財政上の理由から、給費制から貸与制に変わると、こういう理解でよろしくでございます。

それからもう一つは、公務員ではない、先ほど公務員に準ずるというふうに言われましたが、そのとおりでございますけれども、公務員でなくて公務にも従事しない者が国から給与の支給を受け

るというのは、現行法上も余り例がない、こういう制度であるということからもいろいろ批判があつたということをございます。理念は変わりませんけれども、それを置いておく政策的な背景、これが変わつてきているということでございました、それにこたえようというものが今回の法案だということをございます。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕

○松野(信)委員 わかりました。大体、専ら財政上の理由、司法全体の予算をどう使うか、そういうことだろう。それはそれで結構ですが、ただ、今ちよつと一つ気になりましたのは、今の御答弁の中では、給与制については、公務員でない、公務員に準ずる、だけれども給与が出てくるということについては、前々から何か批判があつたような御説明がありました。

しかし、私が聞いているところでは、そういうような批判というのは余り聞いておりません。もう五十年以上もこの司法修習生の給費制というのは続いておりまして、その間、給与を払うということについて特段の批判というのはなかつたように思うんですが、もしそういう批判があつたといふのであれば、いつ、具体的にどういうなごとで批判があつたのか、ちょっとそれを教えてください。

○山崎政府参考人 私も、前からあつたという趣旨ではなくて、最近ということをございますけれども、一つは、もう御案内かと思ひますけれども、財政制度等審議会の意見でそういう指摘がされてゐるということ。それから、改革審議会、この中の意見で、最終的な意見の取りまとめが行われておりますけれども、この中にもこの制度について批判される方もおられたわけでござります。

それから、私ども、検討会を設けまして検討いおりますけれども、この中にもこの制度について批判される方は一名ということであとは全員反対ということをございます。特に、法律家以外の方の意見が大変歎しかったという状況でござ

いまして、私どもは、そのような意見に従つてまつたということをございます。

○松野(信)委員 わかりました。前からというわけではなくて、要するに、今問題になつてゐる司法制度改革をどうするか、ここの中でもそういう批判も出でましたということかなと思います。

ただ、要するに、修習を受けるあるいは研修をして、もちろん、限られた予算の中でから無尽蔵に費やすというわけにはいかないと思いますが、ただ、私が調べたところでは、最近、厳しい財政状況の中でも、各省庁、それなりに研修というのに重きを置いて予算を使つて、こういう事実があります。

私が調べた中では、各省庁が長期在外研究員、アメリカとかヨーロッパとかの大学院に研究員を派遣する人数、これは例えば平成七年度、各省庁を全部合計しても六十名であります。これが平成十六年度では百二十九名と、倍以上に長期の在外研究員を送り出している。それだけ各省庁とも

そういう研修というのに金をかけているわけでありまして、予算的にも、例えば平成十二年度で見て十億円だったのが、平成十六年度で十六億円ぐらゐ全部で使つてあるという実態があります。

そして、最高裁、裁判官の外部研修の概要もつてみました。そうすると、裁判所も結構研修に金を使つていて、しかも、これはふえていて、平成十二年度で約一億一千五百万元、裁判官の外部研修にお金を使つてある。これが平成十五年度で一億八千百万元、ふやしている。これは毎年ふやしている。

つまり、研修の重要性というものは、予算的に見ても、確かに国の財政状況は厳しいですが、それでもやはりこういうところにお金を使つていて、というのが実態としてありますので、この点はぜけれども、最終的には、この給費制維持といふことに賛成される方は一名ということであとは全員反対ということをございます。特に、法律家以外の方の意見が大変歎しかったという状況でござ

いうわけですから、はつきり言つて余りけちるないうことを申し上げたいというふうに思つておられます。

それから、先ほど申し上げた司法研修所の前沢所長の話にもありましたように、統一修習で「三者全く一元」という理想のもとに、「」というふうにうたわれております。これは、前沢所長みずからやはり法曹一元というのを頭に置いているのではないかなど、うふうに私は考えております。

法曹一元については、かねてよりいろいろ議論もありました。大きなところでは、昭和三十九年の臨時司法制度調査会の意見書、いわゆる臨司意見書かなと思います。割合有名な文章で、法曹関係者は大体よく知つてゐるかと思いますが、こういうふうにうたつています。「法曹一元の制度は種々の長所をもつた一つの望ましい制度であるから、それが実現されるための基盤を培養することについても、十分の考慮を払うべきもの」、こういうくだりがありまして、それなりの評価を行つてゐる。

私は、先ほど山崎局長も言われたように、統一修習をしっかりと守つていく、また、この臨司意見書の中にはありますように、基本的にはやはり法曹一元、裁判官の給源を弁護士あるいは検察官の方から出していく、そういうような法曹一元を基本的には目指していくくという姿勢はしっかりと保つべきだ。仮に今回の法案で給費制をなくして貸与制にするというふうになつたとしても、やはりこの目標すべき法曹一元という方向性がえらべられてはいけない、このように考えておりますが、この点はどうなお考えですか。

○山崎政府参考人 法曹一元につきましては、臨時司法制度調査会において、先ほど委員が御指摘になられましたような取りまとめがされておりました。いろいろ条件もございまして、その条件について、そういう整備がされた場合には一つの理想であるということだろうと思ひます。まだ現在ではその条件が満たされていない、こういうまとめていうふうに理解をしております。私どもも今

いろいろな制度を進めておりますけれども、まだその条件が整つてゐる段階には至つてはいないだろうというふうに思つております。

ただ、この点につきまして、法曹一元、いろいろな内容を盛り込んでおりまして、言われる方によつていろいろ違つてくるわけございます。したがいまして、今回、改革審議会でもいろいろ意見がございまして、議論がされましたけれども、裁判官の給源を専ら弁護士から採用する、そういう理念というよりも、それとは別に、実質的な法曹一元を目指していこうというような立場が盛り込まれておるわけございまして、この具体的な発現といいたしまして、今回、私どもの司法制度改革におきましても、事実上の運用として、弁護士会と裁判所で、弁護士から任官していくシステムを制度化しようということ、あるいは弁護士さんが調停官として参加をする方法、それから、裁判官、裁判補が弁護士になつてその業務を体得してまた裁判をやつていく、こういうような相互交流、これを随分盛り込んでやつてきたわけでございまして、法曹一元というのは多義的でござりますけれども、こういう面では今回も手当てをしましたし、今後も大いに充実をしていくことが必要かというふうに理解をしております。

○松野(信)委員 ありがとうございました。

統一修習というものが終わりますとそれぞれ裁判官になり、検察官になり、弁護士になる、こういふことだと思います。

統一修習というものが終わりますとそれぞれ裁判官になり、検察官になり、弁護士になる、こういふことになりますが、どうも一部の人からは、どうせ将来弁護士になつて金もうけするんだろう、そういうふうに言われる人もいないわけではない。しかし、それぞれ立場は三者違いますけれども、やはり国民の人権をしっかりと守つて、国家国民をしっかりと守つて、法律を適用することによって國の秩序、社会の秩序をしっかりとつくつていこう、そして社会の正義をしっかりと実現していく、この觀

点に立てば、立場はそれぞれ違いますけれども役割は全く変わらない、私はそう思つております。中には、いろいろ弁護士に向かっては、金もうけばかりしていけしからぬというような批判をされる人もいないわけではないんです。大臣は、こういう法曹の公益性、あるいは大臣からお考えになつて、弁護士というイメージ、これはどのようにお考えでしようか。

○南野国務大臣 私の考え方があわせて述べさせていただきますが、公務員であられる裁判官それから検察官、それはもちろん弁護士の方も、基本的には人権の擁護や社会正義の実現を使命としております。特に弁護士の方では開業される方々もおられて、特に、悩む方々の身近におつてそのお仕事をしていただける、これも大変貴重であるかと思つておりますし、それらを、いろいろと使命をおのおのの役割、使命を持ちながらお仕事をしていくだけ、そのお仕事も公益のために職務を行つていただけるもの、そのように認識いたしております。

○松野(信)委員 裁判官、検察官は公務員でありますから、これは言うまでもなく公益性がある。ただ、弁護士もぜひ御理解をいただきたい。私が弁護士出身だからどうこう言うわけではありませんが、例えば国選弁護、これは裁判所の方の命令で、どんな極悪人といいますか、殺人なり強盗なりを犯した人でも弁護しなければいけない、そういう職責を抱つてゐるわけであります。そういう意味では、極めて公益性の高い仕事をしているというふうに言えるかなと思っております。

しかも、最近は、弁護士会もいろいろな形で公益的な仕事をやっていこうというのが、かなり取り組みをしているんじやないか、こういうふうに思つております。いわゆるプロボノ活動と呼ばれているものであります。今申し上げた国選弁護のほかに、これはまさに弁護士会が真っ先に取り組んでやりました、ボランティアでしましたのが当番弁護士制度。例えば、刑事案件が発生した、だれか捕まつたということであれば二十四時間以内にお考えでしようか。

内に弁護士が駆けつけましょう、これはまさに手弁当で始めたわけであります。そうすることによって無罪の人も救出して正義を実現していく、こういう意味合いが十分あるわけですね。そのほどににもいろいろな形で、無料での法律相談サービスを実施する、あるいは法律扶助というようなものも行うということでやつております。

幾つかの弁護士会の中には、弁護士会の会則の中に、弁護士というのはそういう公益活動をしなきゃいけない、こういうのを義務づけている弁護士会もあるわけで、恐らくこういう意味の公益性というのはますます高められていくのではないかなというふうに思つております。

国選弁護だと、多少、弁護料は報酬ということです。これは、私も調べてみましたが、標準的には一件八万五千円程度ということであります。

で、通常の私選弁護に比べると何分の一かといふようなことにならうかなどというふうに思つて、が、それだけ頑張つてやつてもらつていてるといふことではないか。

○南野(信)委員 まだ、これが到底頑張つてやつてもらつていてるといふことではないか。

○南野(信)委員 前提にして、統一修習と経済的なそれに対する支え、これをお考えいただいて進めていただきたい

と思ひます。大臣、いかがでしようか。

○南野(信)委員 先生の意を体しながら、しっかりと頑張つていいかと思います。そのとおりだと思います。

○松野(信)委員 それから次に、修習専念義務の問題であります。

今回、法律で修習専念義務というのが明文化されるということであります。これまでの質疑を聞いてまいりますと、公務員でないけれども公務員

としてまいります。これは、今までの質疑を聞いておりましたら、修習専念義務というのは土曜日も日曜もなく修習専念の義務があるんだ、こういふ

うような話もありまして、それでは修習生といふのは休みをもらつちやいけないので、こういうふうにも伺えるので、この辺は実際のところどうな

んでしようか。例えば、土日、自分の実家が農家であれば、農家の自分の実家の手伝いや、何かお店でもやつていると、お店の店番にでも立つてお手伝いをする、そんなのもだめだ、こういう趣旨なんでしょうか。

○松野(信)委員 せんだけて当委員会の質疑を聞いておりましたら、修習専念義務というのは土曜日も日曜もなく修習専念の義務があるんだ、こういふ

ことではないか。

○松野(信)委員 やはりそういう公益性があるというのを前に、やはりそういう公益性があるといふことになります。これは、私も調べてみましたが、標準的には一件八万五千円程度のことです。これは、私が調査しただけで果たして本当に修習専念義務というのはどういう関係にあるのかといふことが非常に不明確になるおそれがございまして。したがいまして、修習専念義務を担保する、こういう趣旨で修習資金の出資を法律上明確化します。

今日は、これが修習資金になるわけでございませんので、修習資金が貸与されるということについてお聞きしてよろしいですか。

○山崎政府参考人 現行制度ではこのくだりがなにでございますが、これは、給与を支給してありますので、そこから当然解散として読めるところでございます。

○松野(信)委員 今日は、法律で明文化されましたので、やはりもう少し修習専念義務の中身を明確にしておかないと、ここだと義務違反かどうかと云ふふうになつたときに、ややあいまいじやない

かなという気がします。だから、先ほど私が申し上げたように、例えば修習生が土日、自分の実家の農業の手伝いをする、自分の実家のお店のお店番をする、そういうのは構わないというふうに聞いてよろしいんですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習専念義務の中身の一つとして、他の業務についたら他の職業を持つと、そういうことが禁止というか、原則的に行えない、そういう形になつております。

○松野(信)委員 もちろん、最高裁判所の許可を得た場合にはそ

ういうことが可能ということになつております

が、その許可を与えるかどうかというのは、これ

は個別の事情に従つて判断していくべきものだろ

うと思つております。それは修習の持つ意義、

重要性といったものが一方にござりますし、一方

ではそういう職業をしたり他の業務につくことの

必要性といったもの、そういうものもございま

しょうし、そういうものを個別に検討しながらそ

の許可を与えるかどうかを判断していく、そういうシステムになつております。

○松野(信)委員 ちょっと、全然質問の答えになつ

ていません。私の質問は端的に、土日に自分の実家

の農業の手伝いをする、お店のお店番をする、こ

れはいいんでしよう。常識の話で、どうですか。

○山崎最高裁判所長官代理者 ただいま実家の、

例えば農業を営んでいる、そこのお手伝いをする、

それは業務として行うということではないという

趣旨でございましたら、それは許可をされる対象

にはならない、許可を与えるべきかどうかという

その対象にはならないというふうに考えてよろし

いと存じます。

○松野(信)委員 許可を与えるかどうかの対象に

ならないということは、その程度は結構ですよ、こういうふうに理解してよろしいですね。一応そう考えておきます。

それと、よく、許可をとれば他の業務についていいんだということがこの質疑の中で何回も出たんですが、それでは、これまでの中でそういう他の業務につくからということで許可が出たという例はあるんでしようか。どんな場合に許可が出たんでしょうか。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたとおり、基本的には修習に専念していただく必要があるわけござりますが、非常に特別な場合でございますが、同族会社の役員になつておられる、その方が修習生になつた場合に、その役員を外れるとの会社が成り立つていかない、非常にダメージをこうむる、そういうケースの場合に、修習期間中は現実の業務を行わない、会社の業務を行わない、そういう留保条件をつけた上で許可した例。例えばこういう例がございました。

○松野(信)委員 許可した例、今一件お聞きしましたけれども、ほかに、私が聞いているのではこういう許可が出たというのはほとんどないと。そもそも許可の申請すらない。ここ四、五十年ぐらい、そういう許可の申請もなければ許可をしたこともないというふうに私は伺つているんですが、違いますか。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員がお尋ねいただいておりますのは、恐らくいわゆるアルバイトというようなものではなくかうかと思ひます。他の業務について報酬を得るというようなもの、そういうものについては許可した例は基本的にございません。

○松野(信)委員 そうすると、今の御説明ですと、やはりアルバイトというのは基本的にだめだといふことになるのかなというふうに思ひます。ただ、実際、よかつたか悪いのかわかりませんけれども、かなり前は、いわゆる司法試験の予備校みたいなのがあるわけですね。あるいは受験生

仲間というのがあるわけです。そういうのに対しても一定の問題を出して探点をしてあげたり、探点してあげれば一枚について幾らか、そのペイをもらう、そういう謝札をもらつたりするケースといふのはよくあつたわけです。全員とは言ひませんが、かなりそういう例があつたんですが、それも、アルバイトといえばアルバイトなんですね。だけれども、そういうものについて今まで許可が云々という話は私は聞いたことがない。

今回、給与制がなくなるということになります。仮に貸与というふうになつたとしても、給与制がなくなりますので、そうすると、給与をもらえないとから生活が苦しくなつた、ついついそういう、例えば司法試験の予備校のアルバイトで講義をしたりとか、あるいはちょっと採点をしたりとかいうことはあり得ることだろうと思うんですが、これらを余り厳格にされて、修習専念義務違反でいうことで何らかの処分でもなされるというようであれば、これはおかしな方向になる。一方では給料はもうやめるというふうにしておきながら、一方では修習専念義務だという、義務の面ばかり強く押しつけるというようなことになつては、これはおかしな方向になるのではないかといふふうに思ひますが、どうでしようか、この点は。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員のお話になられました後輩の受験指導といったものでございましたが、過去には許可を受けないでそういうことを行つた例があるよう私も聞いておりますが、そういうふうなことで指導いたしまして、やめてもらつたということがござります。

○山崎最高裁判所長官代理者 経済的に非常に窮屈したケースのことを申されました。そこは、まさに兼職、兼業の問題でございました。それは、まさに兼職、兼業の問題でございまして、先ほども申し上げました、一方では、司法修習といふのは非常に大事でございまして、その課程をきちんとやつていただきなきやいけない、そういう意味で修習に専念してもららう、あるいは中立公正性を保つてもららう、そういう要請がござります。一方では、兼業、兼職をしなければならない必要性もござりますし、その態様といつたものもござりますので、そういう事情を個別的に検討して許否を判断していくことだらうと思っております。

○松野(信)委員 どうも余りはつきりしないんで修習生は守秘義務を負つて、これは私はか

なりやはり厳格に考えていかなければならぬ問題

題で、人の秘密をある意味では握つていますから、プライバシーをどんどんと暴露するというようなことがあってはならない、その点は高く、きちんと守らなければならぬと思うんですが、この修習専念義務というのは、法文では出てくるわけですが、しかし、その中身たるや、率直に言つて、ややあいまいあります。

これを余り厳格にされて、修習専念義務違反でいうことで何らかの処分でもなされるというようであれば、これはおかしな方向になる。一方では給料はもうやめるというふうにしておきながら、一方では修習専念義務だという、義務の面ばかり強く押しつけるというようなことになつては、これはおかしな方向になるのではないかといふふうに思ひますが、どうでしようか、この点は。

○山崎最高裁判所長官代理者 先ほど委員が申されました、給与制がなくなることによって非常に困った状況が生じる、その結果としてそういった事態が生じる、これは実は、逆から申し上げますと、修習に専念していただくという点では非常に困るところでござります。そのために、私ども修習を預かっておりました最高裁判所としては、修習に専念していただくために必要な経済的基盤の確保ということをぜひお願いしたいというふうに思つております。これが今回法案に出てまいります貸与制ということであろうかと存じます。

したがいまして、その貸与制の中身をきちんと充実したものにしていくことによって、そういう困った事態が生じないようにしていただきたいとふうに考えております。

○松野(信)委員 修習専念義務でその違反の程度がひどければ、場合によつては修習生は罷免、言ふなら首切りになつてしまふ可能性もあるわけですから、この辺はよくよく慎重に考えなければなりませんし、あるいは修習専念義務に違反するか違反しないか、場合によつてはその辺のガイドラインあたりも示していただき必要があるのではな

ンというのはあつたんでしょうか。

○山崎最高裁判所長官代理者 修習生になられる方には、これまでも出でておりますように、修習に専念していただくことが必要なものですから、採用以前に、こういったことに気をつけていただく通知文書を出しておりますし、また、修習生に採用後も、一つの冊子をつくりまして、その中に、こういう問題が非常に重要なことを修習生にわかつていただくようにしておるところでございます。

○松野(信)委員 余り時間がありませんので、次の問題に移りたいと思いますが、専ら財政上の問題で給費制を廃止するというお話をありました。そこで、私も裁判所の予算というのをいろいろ調べてみたんですけれども、まあ、裁判所というものは三権分立の一つを担つているんですが、国全体の予算的な面から見ると、甚だ乏しいと言わざるを得ないんですね。

これは歴史的に見ますと、一般会計予算、今大体八十二兆円ぐらいあります。昔はその中の一%近くを裁判所の予算が占めていたという時代もあつたんですが、これが年々下がつてきて、昭和五十年には〇・五八一%、平成十六年度では〇・三八四%ということで、要するに、裁判所は、三権分立の一角というふうに言つてはおりながら、予算的には極めて乏しい予算であります。日弁連あたりは、裁判所の予算をもつとれ、裁判官を増員するということで、一生懸命、むしろ日弁連がその予算獲得運動をしているんですけども、現実にはどうもそつたつていいというふうに思ひますが、実際のところはどうでしようか。

○大谷最高裁判所長官代理者 最高裁経理局、予算折衝の任に当たつているわけでございます。我々、その折衝に当たる者として、裁判所の使命、これが適正かつ迅速な裁判を実現する。この使命を果たすために必要な人的機構、物的設備、こういうものの充実を図つて、裁判運営に支障がな

いよいよその予算を確保するということ、これが裁判所の重要な務であるということは十分認識しているところでございます。

最近、裁判所に係属する事件は非常に増加してござりますし、また、内容も複雑困難化している、また、裁判迅速化法が施行されるというようなこともございまして、司法の体制の充実強化を図る司法制度改革が進んできております。

最高裁としても、こういう状況に対応いたしまして、その人的、物的体制の整備を図るということで、財政当局に裁判所の置かれた状況を説明しまして、その要求の必要性、合理性、こういうものを十分説明して、必要な予算の確保に向けて懸命に今努力しているというところでございます。

○松野(信)委員 裁判所の予算については、御承知のように、財政法十九条と二重予算という意味で、ある意味では保護されているんですが、どうも実際にはそういうものも使つたためしもないようあります。ぜひ予算獲得に向けて頑張つていただきたいな、こういうふうに思つております。

時間ももう終わりになりますので、最後に、山崎事務局長の方に御質問、御質問というか、お礼も兼ねてお話ししたいと思いますが、長年、司法制度改革推進本部の事務局長として大変な御尽力をいただきました。毎回毎回、法務委員会でも質問の答弁に立つていただきました。中にはちょっと意地悪な質問をさせていただいたこともありますが、いつも的確に御答弁をいただきまして、感謝を申し上げたいと存じます。

通常国会から見ますと、司法改革の関連法案ということで、裁判員法、司法不ント、そして労働審判法等々、全く新しい司法制度に向けた法案が可決されました。

そこで、山崎事務局長からごらんになって、そういうふうにお考えでしょうか。また、残された

課題、推進本部は十一月末で終了するというわけですが、今後の方等についての御所見がありますが、今後とも、いろいろなところでお目にかれで、最後にその調整をする。この三段階を経て、やつと制度というのはいいものができるんではなかろうか、こういう気持ちの切りかえをいたしました。したがいまして、百点はとらない、しかし、余りシャビーでは怒られますし、余り前に進みますとまたこれも怒られるということで、七十点といふのが正直な感想でございますが、あと数日したらあらしの中にぶち込まれるという思いで改革審の意見書を読んでおりました。この意見書を読んでいるときに、こんなすごいことを何で三年でできるんだ、こんなむちやな計画はないということが正直な感想でございました。その理由は後でちょっと申し上げますけれども、目の前が暗くなっていることはございませんでしたけれども、目がかかる思いでございました。

これがわかりだと思いませんけれども、司法制度のなせそうかというのは、これを読んでいただければおわかりだと思いませんけれども、司法制度の分野の中のありとあらゆることが指摘されておりまして、その中身たるや非常に国民の生活に密接な影響がある、そういうような大きなものが多く含まれているわけでございます。物によつては本当に哲学論争になるだらうというのもございますし、それから、制度が変わるというよりも、本当に日本の文化が変わっていくのではないかといふものもあるうかと思います。これが何であるかは、もう委員の皆様方はおわかりかと思いますがれども、私は、そういう思いがしたわけでございまして、こんなに大切なことを本当にできるかな、しかしやらざるを得ない。

それで、考えたことは、やり遂げるためにはどうしたらしいか。それは、これだけ価値観が多様化した時代でございますので、全員の言うことを聞いていたら絶対に何もできないということございます。だから、百点をとろうなんということは絶対に考えちゃいかぬということです。最終の到達点が見えてるとして、そこへ一段飛びで行こう、走り幅跳びで行くのは決して三段飛びで行こう、ということを考えたわけでございました。

時間がもう終わっていますので、最後に、山崎事務局長の方に御質問、御質問というか、お礼も兼ねてお話ししたいと思いますが、長年、司法制度改革推進本部の事務局長として大変な御尽力をいただきました。毎回毎回、法務委員会でも質問の答弁に立つていただきました。中にはちょっと意地悪な質問をさせていただいたこともありますが、いつも的確に御答弁をいただきまして、感謝を申し上げたいと存じます。

通常国会から見ますと、司法改革の関連法案ということで、裁判員法、司法不ント、そして労働審判法等々、全く新しい司法制度に向けた法案が可決されました。

そこで、山崎事務局長からごらんになって、そういうふうにお考えでしょうか。また、残された

時間ももう終わりになりますので、最後に、山崎事務局長の方に御質問、御質問というか、お礼も兼ねてお話ししたいと思いますが、長年、司法制度改革推進本部の事務局長として大変な御尽力をいただきました。毎回毎回、法務委員会でも質問の答弁に立つていただきました。中にはちょっと意地悪な質問をさせていただいたこともありますが、いつも的確に御答弁をいただきまして、感謝を申し上げたいと存じます。

それでは、考えたことは、やり遂げるためにはどうしたらしいか。それは、これだけ価値観が多様化した時代でございますので、全員の言うことを聞いていたら絶対に何もできないということです。最終の到達点が見えてるとして、そこへ一段飛びで行こう、走り幅跳びで行くのは決して三段飛びで行こう、ということを考えたわけでございました。

最後になりますけれども、私は二十年間にわたりまして法務委員会のお世話をまつりました。本当に御礼を申し上げます。法務委員会の厳しい試練に耐えて、私も成長してまいりました。今後はこの経験を生かして活動していきたいというふうに思つておりますけれども、今後は、一法律家として、もう少し人生をスローに、スローラー

ます。まず、仏をつくるわけでございます。次に、中身を詰める、魂を入れるわけでございます。それで、最後にその調整をする。この三段階を経て、やつと制度というのはいいものができるんではなかろうか、こういう気持ちの切りかえをいたしました。したがいまして、百点はとらない、しかし、余りシャビーでは怒られますし、余り前に進みますとまたこれも怒られるということで、七十点といふのが正直な感想でございました。その理由は後でちょっと申し上げます。

これから、それを一〇〇%にするのは、まさに運用の問題でございます。これをどうやって定着させ、それから、制度が変わることによる影響がある、そういうような大きなものが多く含まれているわけでございます。物によつては本当に哲学論争になるだらうというのもございますし、それから、制度が変わるというよりも、本当に日本の文化が変わっていくのではないかといふものもあるうかと思います。これが何であるかは、もう委員の皆様方はおわかりかと思いますがれども、私は、そういう思いがしたわけでございまして、こんなに大切なことを本当にできるかな、しかしやらざるを得ない。

この中の一番のポイントは、プロの意識を変ええるということです。国民の意識を変える前にプロが変わらなければならぬということでございます。私もプロの一員ではございませんけれども、私は、そういう思いがしたわけでございまして、その中身たるや非常に国民の生活に密接な影響がある、そういうような大きなものが多く含まれているわけでございます。物によつては本当に哲学論争になるだらうというのもございますし、それから、制度が変わることによる影響がある、そういう大きなものがあります。物によつては本当に哲学論争になるだらうというのもございますし、それから、制度が変わることによる影響がある、そういう大きなものがあります。

○塙崎委員長 この際、本案に対し、田村憲久君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されています。

○塙崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

どうもありがとうございました。(拍手)

○松野(信)委員 衆議院での最後の御答弁、まさにありがとうございました。私も、最後の答弁に立ち会わせていただき、まさに光榮であります。本当にありがとうございました。(拍手)

○塙崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

イフで生きていきたいというふうに思つております。また今後とも、いろいろなところでお目にかかる機会があろうかと思いますが、よろしくお願ひを申し上げます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○塙崎委員長 この際、本案に対し、田村憲久君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されています。

○塙崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

提出者から趣旨の説明を求めます。田村憲久君。

○塙崎委員長 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨を御説明いたします。

修正案の趣旨は、本法律案の目的が、従来の司法修習生への給費制を貸与制に移行しようとするものであることから、十分な周知期間が必要であるのに、施行期日が平成十八年十一月一日では、周知期間が短過ぎるので延長すべきであるという点にあります。

本法律案では、施行期日は平成十八年十一月一日としておりますが、法科大学院がスタートしたのは本年四月であり、第一期の法科大学院生が入学した時点では、まだ貸与制への移行やその時期が決まっていなかったので、第一期の法科大学院生に対し貸与制への移行の理解を得るには、周知期間が短過ぎると考えます。

そこで、十分な周知期間を確保するとともに、

第一期の法科大学院生に対し、給費制のもとでの修習を受ける機会を確保するとの観点から、施行期日をおくることとし、平成二十二年ころには司法試験の合格者数の年間三千人達成を目指していていることにもかんがみ、施行期日を平成二十二年十一月一日とすべきであります。

以上が、本修正案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○塩崎委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○塩崎委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、田村憲久君外二名提出の修正案について採決いたします。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。鎌田さゆり君。

○鎌田委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を

朗読し、趣旨の説明をいたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないよう、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

○塩崎委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩崎委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十分散会

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣及び最高裁判所当局から発言を求められておりますので、順次これを許します。南野法務大臣。

○南野国務大臣 ただいま可決されました裁判所

法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○塩崎委員長 次に、園尾最高裁判所事務総局総務局長。

○園尾最高裁判所長官代理者 ただいま可決され

ました附帯決議の裁判所に関する部分につきましては、その問題意識を十分に踏まえまして、最高裁判所として適切に対処してまいりたいと考えております。

第一類第三号

法務委員會議錄第十二号

平成十六年十一月二十六日

平成十六年十二月八日印刷

平成十六年十二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P

(第一類 第三号)

衆議院法務委員会議録第十二号(その二)

(第十二号参照)

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「平成十八年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に改める。

(1) (1) (1) (その二)

二 三 四 三 末尾	段行	法務委員会議録第十二号中正誤
(その二)	正	

第一類第三号 法務委員会議録第十二号(その二) 平成十六年十一月二十六日

平成十六年十二月十五日印刷

平成十六年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A